

ヨコハマいきいきポイント(横浜市介護支援ボランティアポイント事業)

【事業概要】

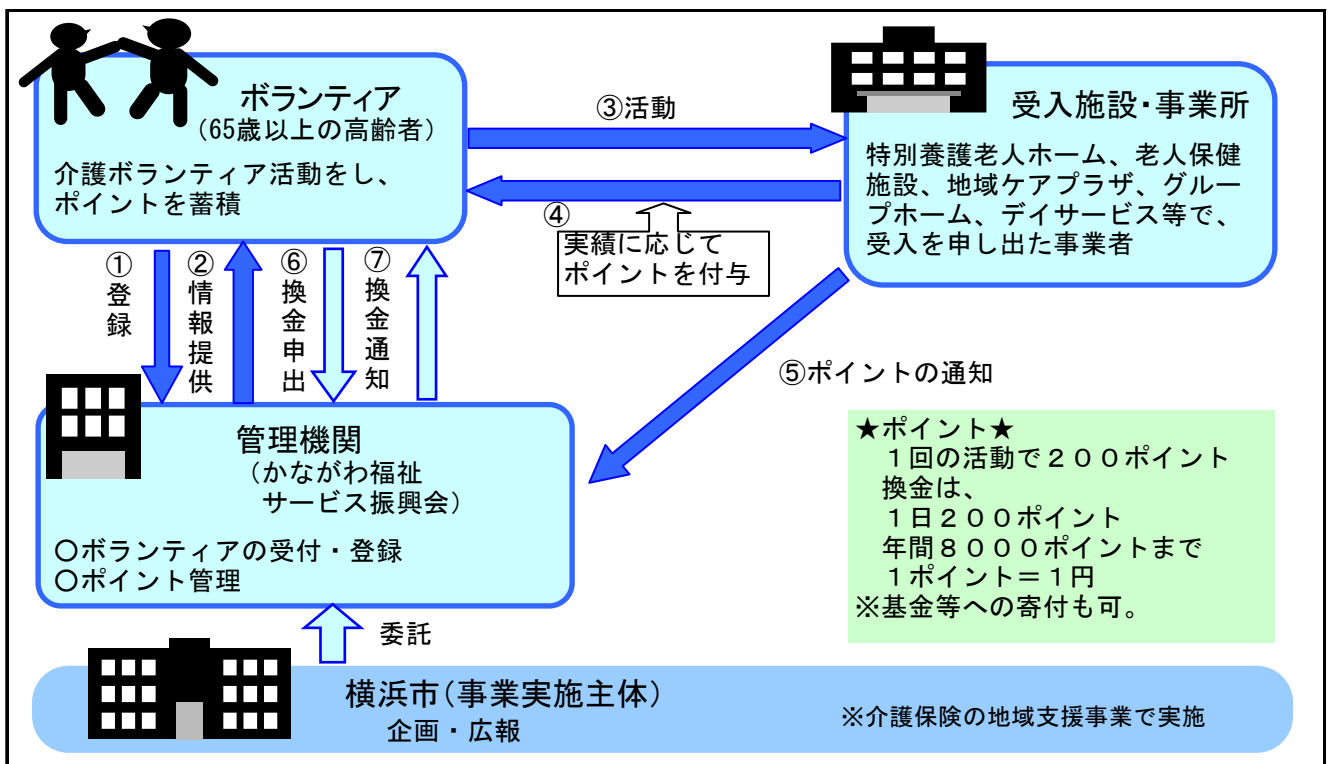
高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、「ポイント」が得られ、たまった「ポイント」に応じて換金・寄付できる仕組み。

【目的】

元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進する。

受入施設と地域との交流の促進や在宅ボランティアの活性化により、高齢者の生活をより豊かにすることが期待できる。

【実施スキーム】



【実施時期】

平成21年10月から実施

【位置づけ等】

介護保険の地域支援事業の対象

20年度までに東京都を中心に10自治体程度が事業開始。政令市、県下では初の取り組み。

22年度には、約30自治体が事業を行っている。

【事業の対象となる活動の範囲について】

○受入施設で実施する介護サービス等(介護保険サービス、介護予防事業等)に対して行うボランティア活動

<対象施設・事業所>

特別養護老人ホーム、老人保健施設、地域ケアプラザ、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、特定施設(有料老人ホーム)、養護老人ホーム 等

- 地域ケアプラザ、自治会・町内会館、地区センター等で行う高齢者を対象とした配食・会食サービス
- ・ 常時、対象者に高齢者が含まれていること
 - ・ 食事を調理、提供していること
 - ・ 定期的に活動していること
- 等が条件です。

○区役所が実施する介護予防事業

【活動の内容】

(1) 対象となる活動の内容(例)

- ・ レクリエーションの指導・補助
- ・ 入所者の話し相手
- ・ 行事の手伝い
- ・ 施設職員が行う入浴・食事介助等における軽易かつ補助的な作業
- ・ サービス利用者が利用する場所の清掃
- ・ 高齢者等を対象とする配食・会食サービスにおける調理・配達

等

(2) 対象とならない活動

- サービス利用者以外のものに関わる行為など、本来職員が行うべき行為
 - ・ サービス利用者が利用する以外の場所の清掃
 - ・ 洗車 等
 - 報酬・謝礼金が支払われている活動
(交通費・活動中の食事、原材料費など費用弁償程度のものは除く)
 - もっぱら自身の親族・知人に対する活動
 - 受入施設の主催事業でないものに対する活動
(施設内設備を使用して活動する他の団体への参加など)
- ※ただし、地域ケアプラザ等で行う「配食・会食サービス」は除く。